

Q6-4 就業規則の作成は必要ですか？

労働者が 30 人以上の会社では、労働基準法の規定に基づき就業規則を作成し、管轄官庁に提出して審査を受ける必要があります。さらに、管轄官庁の承認後、すみやかにこれを事業所内に掲示し各労働者に配布しなければなりません(労働基準法第 70 条、同 施行細則第 38 条)。

労働者が 30 人未満の会社でも、就業規則が作成されていない場合、法律上規定されていない事項で管理上の問題が発生した場合に、問題への対応が困難になる可能性があるため、外資系企業においては就業規則を作成するケースが数多く見受けられます。

就業規則に定めるべき以降は以下の通りです(労働基準法第 70 条)。

1. 勤務時間、休憩時間、休暇、国定記念日、有給休暇および継続性のある業務の交替方法
2. 賃金の基準、計算方法および支給日
3. 労働時間の延長
4. 手当および賞与
5. 遵守すべき規則
6. 考課、休暇申請、賞罰および昇進
7. 採用、解雇(予告が必要な解雇および予告が不要な解雇)、および退職
8. 災害傷病補償および見舞金
9. 福利厚生
10. 労使双方が遵守すべき労働者の安全衛生規定
11. 労使双方のコミュニケーションと協力関係強化の方法
12. その他(技術および男女就業平等、適切な労働環境の確立等)